「今国会に提案されている防衛二法案をみると、私たちが知らないうちにますます軍国色濃く、平和から遠ざかつてゆくように思えてなりません」

先日の毎日新聞にある主婦のこんな投書がのつていました。新島その他のミサイル基地化が急がれる一方、ラオスが〝第二の朝鮮戦争〟の危機に陥り、一歩まちがえれば新安保条約による〝日米共同作戦〟にまで発展しかねない緊迫した空気もあるきようこの頃、自衛隊増強のための法案には背筋にうすら寒さをおぼえます。

防衛二法（防衛庁設置法、自衛隊法）の改正案は、昨年末の第三十七特別国会でお流れ（廃案）になつたものにさらに手を加えたもので、内容はつぎのようなものです。

正式軍隊への印象づけ

(1)陸・海自衛隊の改編＝陸上自衛隊は現在の六管区団、四混成団を近代戦や治安出動に即応するように十三個師団に改編。海上自衛隊は現在の三護衛隊群を三護衛艦隊に改編し、対潜航空実戦部隊を編入して空水共同作戦体制を強化する。陸・海とも機動力、火力、艦艇などを増強する。

(2)航空団の新設＝航空自衛隊に西部方面隊（福岡）と第六（石川）第七（宮城）各航空団、偵察航空隊（場所未定）を新設。ジェット戦闘機などを増強する。

(3)自衛隊の定員増＝陸上千五百人、海上五千六百八十人、航空六千四人をそれぞれふやし、総兵力約二十五万とする。

(4)統合幕僚会議の強化＝三自衛隊の統合司令部となるよう権限と機構を強化。統幕学校を付置して上級幹部を養成する。

日米新安保条約によつて日本の自衛隊は「継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する能力」（第三条）を義務づけられています。日本の政府はこのため自衛隊の増強計画（第二次防衛計画）をいまつくつていますが、防衛二法改正案は実質的にその計画を具体化してゆこうというものです。池田首相が防衛大学校の卒業式に初出席して激励したり、観閲に天皇を引つぱり出そうとしたり、あるいはまた〝大将〟〝大佐〟とか〝戦車〟〝歩兵〟〝工兵〟など旧軍隊の呼称を復活させようというような計画も自衛隊を正式の〝軍隊〟として国民に印象づけるための手段にほかなりません。

狙いは〝国民弾圧部隊〟

自衛隊の増強計画はミサイル部隊化を中心としています。新島のミサイル試射場建設計画や、東京周辺に予定されるミサイル、ナイキ部隊の創設などがその表われです。ミサイル化促進の背後にはミサイル国産化を急ぐ大資本の強い要望があります。

また この増強計画には、自衛隊を国内の民主運動弾圧のために使うたくらみがかくされています。さきごろ参議院でバクロされた陸上自衛隊の「治安行動草案」には反政府的なデモやすわり込みなどに対して刺突や射撃で鎮圧する方法をこまかに書いています。十三個師団に改編して、小部隊をいつでもどこへでも出動できるようにしようというものも、自衛隊が〝国民弾圧部隊〟として警備されていることを物語っているでしょう。

しかし、このような自衛隊増強計画＝防衛二法改正案が出てきたのは、決して池田政府が自信をもつているからではありません。その逆にアメリカや池田政府が自分の支配体制と政策に自信をなくし、軍隊の力にたよらねば支配体制を維持できなくなつているからです。わたしたちは力をあわせて新安保及び防衛二法案をご破算にさせましよう。

時の問題（解説）

自衛隊のミサイル化

提出された「防衛二法案」

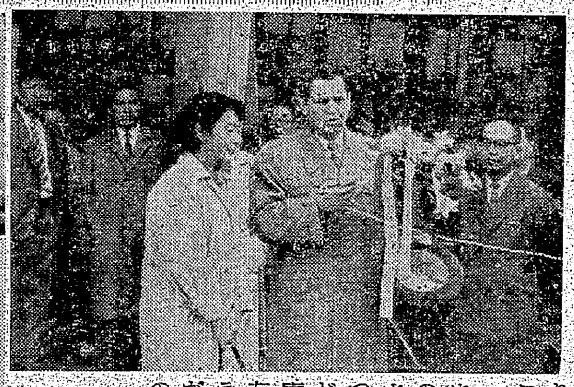

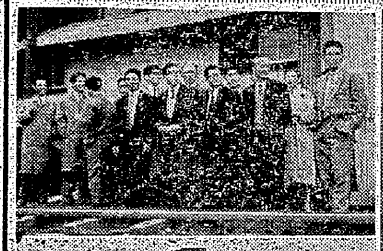

上から(1)ホッパーを見学する中国代表　(2)同じくソ連代表　(3)組合員でスクラムも固く花束を捧ぐるソ連代表　(4)殉難の碑に花束を捧ぐるソ連代表

国際交流ひんぱん

中国法律家ソ連文学者など相ついで来山

國際連帯強まる

労働者の連帯は国内外をとわず年ごとに強化拡大されているが、とくに三池闘争を契機として急ピッチに高められてきた。今年に入るや各国のお客さんたちは相ついで三池を訪ずれ、このところ外国との交流はいよいよはげしくなつた。去る十一日、中国の法律家代表の来山に、ついで、十三日にはソ連作家同盟代表が来山。今年になつてはやくも中国総工会代表、ソ連炭鉱代表の来山とともに、四組の外国代表団が訪ずれて、交流を深め合つた。

まず、十一日正午に中国法律家代表が組合入りした。一行は団長の張志讓氏をはじめとする六名で、つぎの各氏である。

張　志讓　中国最高人民法院副院長、中国政治法律学会副会長

河　柏年　政治法律学会理事

韓　幽桐　政治法律学会理事、寧夏回族自治区高級人民法院院長

孫　亜明　法律室副主任

黄　世明　（通訳）

尚　永情　北京大学法律学副主任

記録映画「三池の闘い」に感動

代表団は福岡から組合本部へ直行、昼食会にのぞんだ後、ホッパー、故久保さん殉難の碑、久保さん刺殺の四山鉱正門前を訪れ、宮川組合長からそれぞれ当時の情況を聞いた。また、四山では組合員宅を訪問し、主婦や組合員に質問したり激励をおこなつた。

このあと、組合本部で「三池の闘い」の映画を見て三池闘争で官憲の不当弾圧により検束されいま法廷でたたかつている被告代表をはじめ、組合、主婦会代表、総評弁護団、日中友好協会代表らをまじえて懇談をおこなつたが、席上代表団はつぎのように語つた。

勝利を確信している

三池というところは、かねがね知つていた所であり、全然知らない所ではありません。

私たちは一貫してあなたたちの闘いに関心をよせていました。今年の春に三池の代表がわが国を訪問しましたが、このことを通じて三池にたいする理解をさらに深めました。

きょう、私たちはまた三池闘争についての経過の、記録的な映画を見ました。英雄的な闘い、生き生きとした闘いの印象が私たちの頭に刻みこまれたのです。あなたたちは非常に多くの苦しみに会い、困難にぶつつかつたけれども、しつかりと団結し、あくまで闘いを堅持しておられます。

それは日本の労働者階級の栄えある伝統を引きつぎ、世界の労働者階級の歴史に輝やかしい一ページを加えたのであります。私たちは、このことに心から敬意を表します。

また、総評弁護団ならびに多くの進歩的な弁護士にたいしても心から敬意を表します。

あなたたちの闘いは中国人民、全世界人民の討議を引き起しています。完全に最後の勝利をかちとるものであることを確信してやみません。

平和と友情万歳

宮川組合長からホッパーパイプが贈られ、代表団は大喜びでこれを受け、また三池労組のうたう「炭ほる仲間」をぜひ一緒に歌いたいと強い要望が一行から出され、みんなで固くスクラムを組んで合唱し午後五時すぎ、名ごりを惜しみながら福岡へ向けて離山した。

日本文芸家協会、新日本文学会、新日本作家協会の招きで来日したソ連作家同盟代表は、AA作家会議に出席した後、十三日に三池を訪れた。

一行はアレキサンドル・ゴンチャール氏（スターリン賞受賞作家）を団長とするニコライ・ミハイロフ（紀行文学家）、ナイリ・ザリアン女史（詩人、日本文学研究家）の皆さんからこの喜び分びをともにかちあつてよろこんでおられることを知つて、非常にうれしく思います。この人間衛星の成功は、とりもなおさずソビエトの学者、労働者の労働の結実した変つた姿であります。しかし、これはソビエトの人民のすべてのものに属するものです。なぜなら、この仕事はすべての世界、すべての平和のためになされたものであるからです。平和と友情万歳！」とあいさつをした。

で石川達三氏の〝風にそよぐ葦〟の露語翻訳者）の三氏である。

午前十時四十分に大牟田入りした一行をむかえて、駅頭で組合、主婦会、日ソ協会をはじめ関係者で歓迎大会をひらき、組合から灰原書記長が代表して歓迎のあいさつをおくつた。

とくにこの日は、ソ連の手によつて人類がはじめて宇宙を飛行した歴史的な報道があつた日であり、書記長から喜びのあいさつもおくられた。

団長のゴンチャール氏は「私たちが当地をおとづれ、日本の労働者代表は組合本部で書記長から、三池闘争の経過をきき、質問をおこなつたが、作家らしいするどい観察で質問内容にもそのことがうかがわれた。

そのあと、ホッパー、久保さん殉難の碑をまわり、殉難碑に花束をささげて、そのあと四山鉱正門前の現場をまわり、日ソ協会主催のレセプションにのぞんだ。

午後二時から、延命会館で座談会をおこない、翌日組合本部で「三池の闘い」の映画をみて離山した

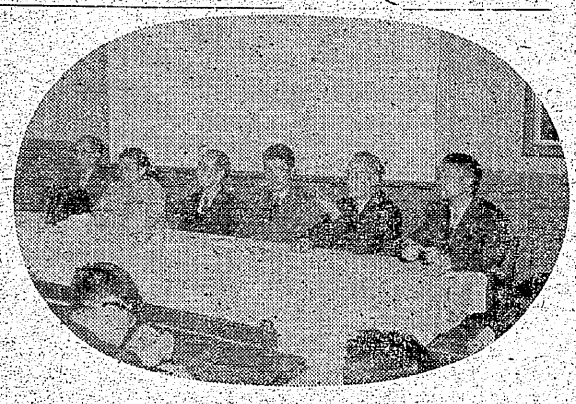

差別が三池の生産阻害者だ

―ふたたび栗木社長に―

会社の弘報紙「くろだいや」であなたは三池の私たちに

△社業好転のカギは三池だ。もつと再建の努力をたのむ。

△三月に予定日産一万二千トンを割つたのは出勤が悪いからだ。

とルル訴えておられる。

私たちも率直にいいましよう。若林所長はじめ山元の経営者は正式団交で「差別なんかしていない切り崩しなんか指示していない」と言い張つていますが、実情は全くひどいのです。

入社以来三十年近くの運搬工が係員の三日におよぶ「脱落勧誘」を断わつたトタンに雑作業に配役されましたし、出勤前の三番方を公然と三日も連続訪問して説得するという執念ぶかい係員もいるのです。

とくにひどいのになると「お前が第一にいる限り本気で働いているとは決して思わない」と宣言する係員もいる始末です。

栗木さん、これは決してそうどとではありまつせん。

こんなことで「出勤率」がよくなると、よもやあなたたつて思いますまい。

天にツバする者という言葉があります。せつかく生産にも協力しようと第二ともおだやかにやろうと思つている私たちに、もつとちがつた待遇ができないのですか。

また、鈴木とかいう三池支店長が、同じ「くろだいや」で――トンでも多く石炭を――と呼びかけていましたが、ムチをふるうだけでなく、ふりおろしながら「働け働け」という三井鉱山のセンスを、私たちは腹の底から唾べつしませんか。

西ドイツ見聞記について

「くろだいや」に、西ドイツ三年の新帰山者座談会がのつている会社の弘報紙だから、押しつけも止むを得まいが、あまりひどいので、新帰山者の発言そのままではないのだとも考えられる。

第一に、「食事しながら働く」という大見出しが目につく。

休憩時間が全然なく、サンドイツチをワクによりかかつたまま食べてすぐ仕事にかかる――というのは本当だろうか。

つぎに「職場闘争はなかつた」と、これまた大活字の見出しが、

これみよがしに目につく。

〝西独には、経営共同決定法とか経営組織法とかが、大戦前の経営協議会法などの、伝統のうえに確立されていることや、職場の苦情委員会制度が発達していることやとくに、労働力が不足しているという根本的な事情が、日本とちがうことを考えると、「職場闘争がない」などという大見出しは、あまりにも見えすいた会社のハラをバクロしているだけであろう。

ただし、西独の炭鉱でも職者を出している三池の実態もしつかりつかんでほしいものです。

栗木さん。

あなたはこの次に来山したときはイヤがらないで、私たちとつくり話合う勇気を持つべきではありませんか。

はなしのたね

(11)

第一に、毎日の作業が各自きまつていて、作業集団もきまつている。

第二に、会建はなく、先山の賃金はどこも一定で、見習先山が五％引き、後山が七、五％…一〇％引きである。

とあるが、このように、当然だが、三池でみられるような全く人権・労働権を無視した「差別会建」や「差別配役」などはないということだ。

くろだいや新聞の西独炭鉱座談会ひとつとつてみても、非近代的なロコツな三井鉱山らしい「やりくち」が、よくわかるというものだ。

それとも、三池の労働者に「実力」がまつたく枯れ果てたとでも会社は考えているのだろうか。

ふたたび「天にツバする者」という名言を私たちは思い出す。

法・廷・だ・よ・り（7）

発言禁止と退廷命令の濫発

一、まず、弁護人にたいする発言禁止の訴訟指揮権が行使せられたいままでの原因、態様はつぎの通りでした。

㋑　事件の併合審理を理由なく拒否する裁判官にたいし、その理由の明示を迫つたため。

㋺　総論部分の求釈明に関し、検事に任意の答弁の機会をあたえず、一方的に不必要として排斥する裁判所の態度にたいし、その理由の明示を迫りさらに釈明を求める発言をしたため。

㋩　私選弁護人が在廷したのに国選弁護人を選任したのは違法、不当だから解任せよという弁護人の主張を理由もなく拒否した裁判所にたいし、その根拠の理由、説明を重ねて求めたため。

㋥　弁護人の反対尋問の際、異議を出した検事の主張をまんまと入れた裁判所の措置に発言し、その是正を求める発言を重ねてしたため。

二、この他にまた

㋑　総論求釈明の質問を禁止された弁護人が、直後の意見陳述のなかで「被告人には無罪の推定があるはずだ。しかし、安東裁判官はすでに有罪の推定で本件にたいし予断を抱いている」と述べたところ、裁判官からいきなり取消しを命ぜられた。

㋺　被告が意見陳述のなかで、争議中いろいろな弾圧をうけた例として「裁判所も同じようでしようが資本家の走狗……」と述べたところ、いきなり不穏当な発言として取消しを命ぜられた。

㋩　弁護人の意見陳述中「当裁判所の今までの公判審理のあり方をみると、公正を欠いたきらいがあると思う……」と発言したところ、陳述名、速記官は裁判官室に呼びつけられて、同弁護人の陳述内容を問詰した。

㋥　被告人の意見陳述中、裁判官は要約して簡単に述べよと注意したが、その際傍聴席から傍聴人が「駄つてきけ、きけ」といつたところ、法廷の秩序違反として即時に退廷命令が出された。